



ニューヨーク州基本 児童労働法

dol.ny.gov/child-labor-law-hub

WE ARE YOUR DOL



Department
of Labor

雇用主向け情報

未成年者は次の作業に従事してはいけません

14歳以上15歳未満:

- 工場での作業
- ある道具/器具を使用した料理やパン焼き
- 精神疾患向け施設での労働

14歳以上17歳未満(全未成年者):

- 工事、伐採作業、肉のパッキング、採掘など
- 特定の動力駆動の設備または機械による作業
- 放射線被曝または毒性のある物質のある環境での労働
- レンガ製造または爆発物の取り扱い
- 大半の運送、倉庫、または貯蔵庫
- 刑務所や矯正施設での労働

アルコールを消費したり提供したりする場所では、未成年者はアルコールを提供してはなりません。アルコールが提供されている可能性のある容器を未成年者が扱う場合、21歳以上の者による直接的な監督が必要です。敷地内でアルコールが販売されているが消費はされていない場合、アルコールの販売は18歳以上の者によって監督される必要があります。

学校がある期間の労働時間

14歳以上15歳未満

- 学校のある日は最長で3時間まで
- 学校のない日は最長で8時間まで
- 週に18時間または6日を超えないこと
- 働けるのは午前7時から午後7時までです

16歳以上17歳未満

- 月曜日から木曜日は最長で4時間まで
- 金曜日から日曜日および祝日は最長で8時間まで
- 週に28時間または6日を超えないこと
- 学校がある夜に働けるのは午前6時から午後10時まで、学校がない日は午前6時から午前12時までです

学校が休みの期間の労働時間

14歳以上15歳未満

- 最長で一日8時間まで
- 週に40時間または6日を超えないこと
- 働けるのは午前7時から午後9時までです

16歳以上17歳未満

- 最長で一日8時間まで
- 週に48時間または6日を超えないこと
- 働けるのは午前6時から午前12時までです

ニューヨーク州労働局は、機会均等雇用主/プログラムです。補助器具やサービスは、障害のある方のご要望に応じて、無料でご利用いただけます。

TTY/TDD 711または1-800-662-1220 (英語) / 1-877-662-4886。